

全私保連ニュース 《平成28年度9号》

公益社団法人 全国私立保育園連盟
東京都台東区蔵前 4-11-10 全国保育会館
電話 03-3865-3880 FAX 03-3865-3879
(送信枚数計 4枚)

追加・訂正

平成 29 年度より始まる新たな制度

「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」

平成 29 年 3 月 10 日以降、全私保連会員園の皆様宛に「保育通信」3 月号がお手元に届いたかと思えます。

その際、新たに平成 29 年度から始まる「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」についての冊子を封入させていただきましたが、その後、3 月 14 日に子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】が開催されました。その際に配布された資料の中に、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正新旧対照表(案)[通知(案)]が示され、この「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」に関する具体的な内容が明らかになりました。



「保育通信」3月号付録
「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」

○平成 29 年 4 月より副主任保育士や専門リーダー・職務分野別リーダー等を決めて発令等をしており、

実態としてその業務に就いていないと、4 月に遡及して手当を支払うことはできないとされました

月額 4 万円と月額 5 千円の手当にかかる公定価格の施設への支弁は、手続き上の理由により、29 年 4 月から支弁されるのではなく、29 年度の途中から支弁され、その際に 4 月に遡及して支弁される見込みです。

しかし、国は「対象職員に対する発令等や、自治体による加算の認定等の手続きが遅れる場合でも、4 月から保育園において実態として職務に応じた職員体制が整備されている場合には、4 月に遡及して支給される予定です。」と規定しました。

つまり、4 月までに法人、若しくは施設において、どのような職務分担を配置するかを決め、年度当初に職員に対して発令・職務命令等を行い、その職種を職員全員に伝え、例えば副主任やリーダーとして職務についている場合に、4 月に遡及して月額 4 万円と月額 5 千円の手当を支払ってよいということを規定したのです。

発令や職務命令は、必ずしも「辞令交付」でなくても良いとされており、例えばクラス担任の発表の際の資料に「副主任」や「〇〇リーダー」と記して配布する等、文書によるものを残しておく必要があります。

4月まで時間がないのですが、管理者の方は早めに検討して自園なりの職務分担を決め、その担当に就く職員に発令等を行ってください。

通知(案)によると、「整った時点から支払うことが可能」となっていますので、もし4月に間に合わない場合は5月から、もしくは6月から実施でも構わないとされています。しかしその際は、実施した月までしか遡及して手当を払うことはできません(残額については後述します)。

○各園にどのくらいの人数分の支弁がなされるのか

職務分担を決める際に、必要になるのが、「当園には、一体何人分の費用が支弁されるのか」ですが、その算式が、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正新旧対照表(案)の中に示されています。ここでは、紙面の関係で「認可保育所」のみ解説させていただきます。申し訳ありませんが同様な方式で認定こども園の場合、各自で算出して下さい。

算出は、平成29年度4月1日現在の実児童数から算出されることになりました。

0歳児3対1・1～2歳児6対1・3歳児20対1(配置改善加算を受けている場合は15対1)・4～5歳児30対1でそれぞれ小数点第2位以下切り捨てをして合計し、合計数を小数点第1位以下を四捨五入して職員数を求めます。更に①保育標準時間認定がある場合+1.4、②主任保育士専任加算を受けている+1、③休日保育加算を受けている+0.5、④チーム保育推進加算を受けている+1をそれぞれ加え、そして定員40以下は+2、定員41～90以下は+3、定員91～150以下は+2、定員151以上は+3を加えて、総職員数を求めます(この数式の中では園長及び主任保育士の2名分が除かれています)。この総職員数から1/3・1/5の人数を求め、それぞれ四捨五入した人数が、支弁される人数となります。(※例参照)

これにより、月額4万円×○人+月額5千円×○人=月額○○円がわかりますので、この人数に応じて役職の種類や人数・金額等を決めることができます。

但し、「保育通信」3月号に封入した冊子において解説しましたが、4万円の配分は、支弁された人数の1/2(小数点以下切り捨て)は確保しなければなりません。残りの人数は5千円以上～4万円未満の範囲内で、施設の事情等に応じて配分できることとなっています。

実際の公定価格は4万円+社会保険料事業主負担分・5千円+社会保険料事業主負担分がそれぞれの単価となっているようです。

「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」 計算例

認可保育所	定員100名	4月1日の園児数	職員数	職員数	
0歳児	1対3	9	3,000	3.0	小数点第2位以下切り捨て
1歳児	1対6	15	2,500	2.5	"
2歳児	1対6	16	2,667	2.6	"
3歳児	1対20の場合	20	1,000	1.0	"
	1対15の場合		0,000		"
4歳児	1対30	20	0,667	0.6	"
5歳児	1対30	20	0,667	0.6	"
合計		100	10.3	≒ 10	小数点第1位以下四捨五入
保育標準時間認定がある(+1.4)			○	1.4	
主任保育士専任加算を受けている(+1)			○	1	
休日保育を受けている(+0.5)			×	0	
チーム保育推進加算を受けている(+1)			×	0	
定員加算	40以下	41～90	91～150	151～	2
	2	3	2	3	
総職員数				14	
総職員数×5分の1 (5千円の職員数)				2.8	
				(四捨五入)	3
総職員数×3分の1 (4万円の職員数)				4.66667	
				(四捨五入)	5
				⇒1/2	2
					小数点以下切り捨て

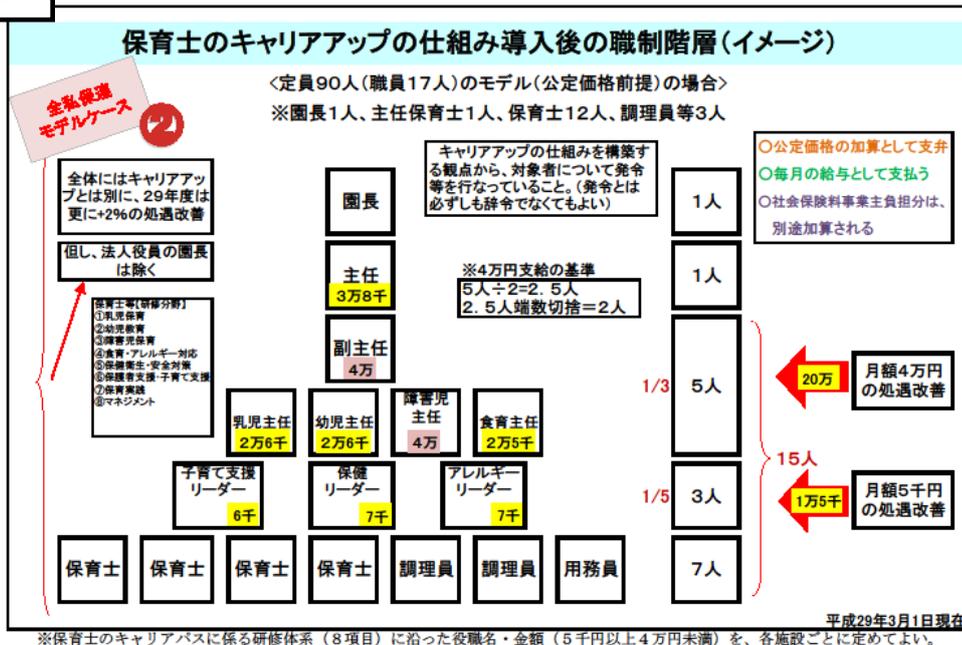
例

○職務分野別リーダーは月額 5 千円支給と限定されました

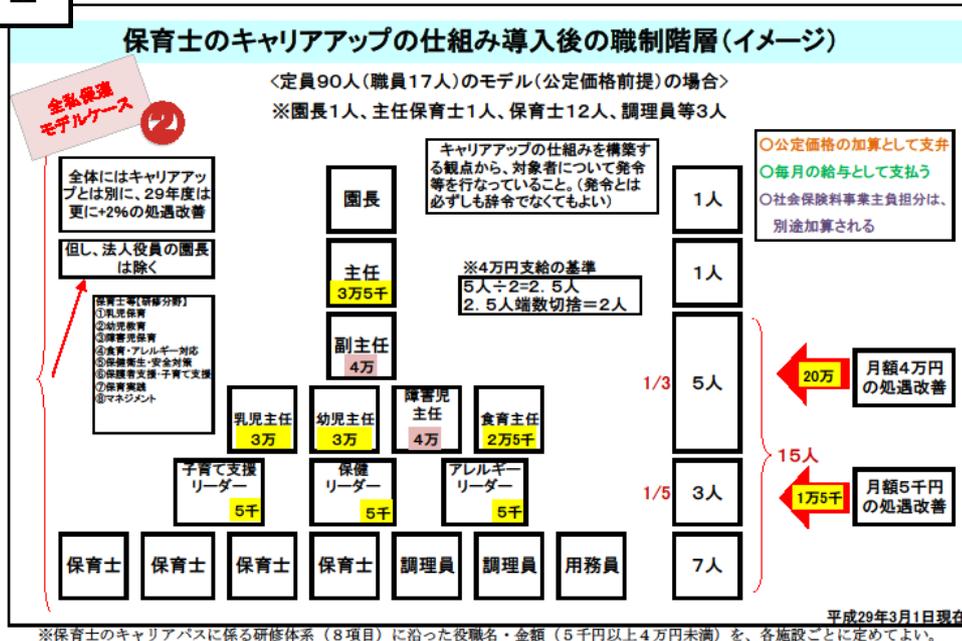
今回の通知（案）では、「カ 職務分野別リーダー等に係る賃金改善額は月額 5 千円とすること。」と限定的に記載されています。よって、職務分野別リーダーは、5 千円でなければならないと推察されます。

「保育通信」3 月号に封入した資料では、全私保連モデルケース②において「子育て支援リーダー月額 6 千円」「保健リーダー月額 7 千円」「アレルギーリーダー月額 7 千円」と表記して示しましたが、これは間違いということになります。改めて訂正してお詫び申し上げます。

誤



正



○賃金改善計画書が求められています

この度の「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」に関しては、以下の内容を示した「賃金改善計画書」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこととされています。

(ア)加算見込み額 (以下の①及び②の合計額)

①副主任保育士等 【4万円単位×実施月数×人数A(千円未満の端数は切り捨て)】

②職務分野別リーダー等 【5千円単位×実施月数×人数B(千円未満の端数は切り捨て)】

(イ)賃金改善見込額

各施設・事業所において賃金改善実施期間における加算対象職員に係る賃金改善に要する見込み額の総額(基本給又は役職手当や職務手当などの職責若しくは職務に応じて決まって毎月支払われる手当による改善額に限る。当該改善額に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む)

(ウ)賃金改善を行う給与項目

増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給又は手当)及び金額を記載すること

(エ)職位の名称

(オ)加算対象職員の経験年数

(カ)発令及び職務命令等の内容

(キ)賃金改善実施期間 賃金改善を実施する月から当該年度の3月まで

(ク)賃金改善を行う方法 賃金改善の内容、賃金改善見込額の算出方法を具体的に記載すること

○年度内で全額支払われない場合には、翌年度に繰越

「加算実績額と賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して、差額が生じた場合については翌年度において、その全額を当該年度の加算対象職員の賃金改善に充てること。」となっていますので、翌年度に限り繰り越せることになりました。

○年度終了後には、市町村へ「賃金改善実施報告書」を提出

年度終了後には、市町村へ「賃金改善実施報告書」を提出することが義務付けられました。内容の詳細に関しては通知(案)をお読みください。紙面の関係で省略させていただきます。

○まとめ

このような新たな制度の詳細が段々と明らかになってきました。正式通知の発出はこれからですが、FAQも含めて、年度末には発出されると推察しています。

今回、新たに職務階層に応じた処遇改善を図ることになりましたが、8項目の研修に則した各園なりの職務階層を構築して、更なる職場のモチベーションのアップにつながればとご期待申し上げます。

(公社)全国私立保育園連盟 保育単価検討委員会

* 上記に関する詳しい資料は平成29年3月14日(火)に開催された、子ども・子育て支援新制度 地方自治体担当者向け説明会の資料に掲載されています。

資料及び動画は下記サイトから閲覧可能です。

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > 自治体向け説明会等

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/index.html>

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。

FAXを停止しメール送信に切り替えます。 FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp